

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歌手名等からなる商標の審査の運用実態に関する
調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

4. 6 韓国

韓国では、一商標一出願の原則(商標法第 10 条第 1 項)が同一名義人の先願又は先登録についても適用され、同一名義人による重複登録は禁止されている。商品又は役務の同一性は、一出願単位ではなく、指定商品又は指定役務単位でされるため、先の出願又は登録に係る指定商品又は指定役務に、後願の商品又は役務が一つでも含まれていれば、その重複する商品又は役務について拒絶となる。

なお、個々の商品又は役務についての同一性の判断は、文言上同一である場合のみ同一と判断され、表現が異なれば包括的記載であっても異なる商品又は役務と判断される。

(1) 関連する商標法上の規定について

商標法第 10 条第 1 項(一商標一出願)の規定が適用される。この条文は、日本の商標法第 6 条第 1 項に似た規定ぶりとなっているが、日本では、「一つの商標登録出願では一つの商標しか出願できないこと」を定め²、一出願内を対象としているのに対し、韓国では、同一名義人による他の出願についても適用される。

(2) 審査基準上の取扱いについて

商標審査基準第 30 条②において、「同一人が同一商品類区分内の同一商品について同一商標を重複出願したときには、同一商品を適法に補正しない限り、先出願された商標を登録決定した後に、後出願を法第 10 条第 1 項の規定により拒絶する。」と規定している。また、同一名義人が所有する商標登録について、同様に申請した場合も同様である。また、同一商品に該当するかの判断は、「指定商品の名称を基準に判断し、指定商品の全部が同一であるか否か、又は一部が同一であるか否かは問わない」。したがって、商品又は役務が同一か否かを判断する単位は、出願ごとではなく、個々の指定商品又は指定役務単位となる。

(3) 審査での取扱いについて

(3-1) 拒絶の可能性

KIPO 及び出願代理人のいずれも、同一出願人が同一の商標について、同一の商品又は役務を指定して出願した場合、拒絶されるとしている(商標法第 10 条第 1 項)。

(3-2) 拒絶となる出願態様について

上記のように、商品又は役務が同一であるか否かは、指定商品又は指定役務単位で行われる。このため、先の出願又は登録の指定商品又は指定役務の中に、後願に係る指定商品又は指定役務と同一のものがあれば、その重複する商品又は役務について商標法第 10 条第 1 項の拒絶理由が通知される。この拒絶理由を解消するには、先の出願又は登録と重複する商品又は役務を削除する補正を行えばよい。

² 「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説 第 19 版」, 1302 頁, 発明推進協会, URL : <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/hourei/kakokai/cikujyoukaisetu.htm>, 2014 年 1 月 14 日検索

例えば、先の出願又は登録の指定商品が「印刷物、被服」であり、後願が「印刷物、菓子」であった場合、後願の「印刷物」について拒絶となる。

ただし、上位概念と下位概念の関係であった場合は異なる商品又は役務とされ、商標法第10条第1項には該当しない。例えば、先の出願又は登録の指定商品が「被服」であり、後願の指定商品が「ジャケット」又はその逆であっても、同一の商品ではない。

また、KIPO 及び出願代理人のいずれも、商品又は役務の同一性の判断は、厳密に表現が同一か否かで判断されるとしている。表現が異なれば実質的に同じものを指していたとしても異なる商品又は役務であると判断される。

なお、参考として、KIPO は商標法第10条に該当するその他のケースを以下のよう挙げています。

● 一つの出願で商標見本を2つ以上提出した場合

*ただし、立体商標、動作商標、ホログラム商標、位置商標等は、2つ以上のサンプルを提出することがある。

(4) 資料(条文等)

<商標法第10条(1商標1出願)>

- ① 商標登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令が定める商品類区分に従い1又は2類区分以上の商品を指定して商標ごとに出願しなければならない。この場合、産業通商資源部令が定めるところに従い一つの出願書に商品とサービス業を同時に指定することができる。<改正 1993.3.6, 1995.12.29, 1997.8.22, 2001.2.3, 2007.01.03>
- ② 第1項による各商品類区分に属する具体的な商品は、特許庁長が定めて告示する。<新設 2007.01.03>
- ③ 第1項の規定による商品類区分は、商品の類似範囲を定めるものではない。

<商標審査基準 第30条(一商標一出願)>

- ① 一商標一出願に対する要件の判断は、商標登録可否決定時を基準として判断する。
- ② 同一人が同一商品類区分内の同一商品について同一商標を重複出願したときには、同一商品を適法に補正しない限り、先出願された商標を登録決定した後に、後出願を法第10条第1項の規定により拒絶する。また、商標権者が自己の登録商標と同一商品について同一商標を重複して出願した場合にも、法同条同項によって拒絶する。この場合、“同一商品”に該当するか否かは、指定商品の名称を基準に判断し、指定商品の全部が同一であるか否か、又は一部が同一であるか否かは問わない。<改正 2008年4月14日>
- ③ 同一人が同一の出願書内で同一商品類区分内の同一商品名称を重複して記載したときには、原則として一商標一出願に違反しているものとみる。<改正 2010年6月30日>

1. ～3. <削除 2010 年 6 月 30 日>

- ④ ホログラム商標の場合には，その商標の見本を構成する基本的な姿態が，見る角度によって見えるものが全く異なるときには，一商標一出願に違反しているものとみる。
- ⑤ 出願人が，音・匂い等を出願しながら出願書に文字・図形等で構成された商標見本をともに提出した場合には，審査官は，法第 10 条第 1 項による一商標一出願違反による意見提出通知をしなければならない。<本項新設 2012 年 3 月 12 日>

各国比較一覧表

6. 精神拒絶(同一名義人による重複出願)

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	なし※1	なし※1	なし※1	なし	あり	なし	あり
2	適用条文	—	—	—	—	—	第10条	—	—※1
3	審査基準/ガイドライン適用箇	TMEP § 703	—	—	—	—	審査基準第30条	—	—※1
4	拒絶となる出願態様								
	(1) 先願(※1)と完全同一	×拒絶	—	—	—	—	×拒絶※1	—(連絡する)	×拒絶
	(2) 先願の指定商品等をすべて含み、新規の指定商品を追加	○登録	—	—	—	—	×拒絶※1	—	—
	(3) 先願の指定商品等の一部を含む	○登録	—	—	—	—	×拒絶※1	—	—
	(4) 先願の指定商品等の一部を含み、かつ新規の指定商品を追加	○登録	—	—	—	—	×拒絶※1	—	—
	(5) 先願と完全一致(指定商品が単一)	×拒絶	—	—	—	—	×拒絶※1	—(連絡する)	×拒絶
	(6) 先願の指定商品の上位概念の指定商品を記載	○登録	—	—	—	—	○登録	—	—
	(7) 先願の指定商品の下位概念の指定商品を記載	○登録	—	—	—	—	○登録	—	—
	(8) 複数ある先願の指定商品をそれぞれ記載	○登録	—	—	—	—	×拒絶※1	—(連絡する)	—
(9) その他	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	同一名義人の重複登録により生じた問題事例の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
6	注釈 ※1:ここでいう「先願」は登録されたものを含む(以下同じ)	一つでも異なる商品又は役務が含まれれば異なる出願となる。表現が異なれば異なる出願となる。	※1:相対的な拒絶理由は審査しない。	※1:相対的な拒絶理由は審査しない。	※1:相対的な拒絶理由は審査しない。	—	※1:指定商品の名称が同一の場合のみ拒絶となる。この場合、重複する指定商品について拒絶となる。	重複登録となる場合、審査官は出願人にその旨を連絡するが、拒絶とはならない。	※1:禁止規定はないが、運用上登録は認めない。